

王寺町観光協会事業 首都圏PRイベント

「(仮称)聖徳太子と雪丸inTOKYO」業務委託仕様書

1 趣 旨

人口減少に伴う地域課題に対応するため、王寺町では平成 27 年度「王寺町総合戦略」を策定し、王寺町独自の人口減少克服と地方創生に必要となる 3 つの基本目標を「住んで満足」「働いて満足」「余暇を満足」と設定し、各施策について取り組んでいるところである。

本業務は聖徳太子ゆかりの地である「王寺町」への関心を持ってもらい、認知度向上と観光誘客を目的とし、「聖徳太子と雪丸」をテーマとした首都圏イベントを開催するものである。

特に歴史や文化に興味のあるミドル層をメインターゲットに、王寺町観光協会からの情報発信のみならず、マスメディアやSNS、ブログ等のインターネットツールを最大限活用した積極的なPRにより、イベント来場者以外の方々にも王寺町のPRやふるさと納税の促進ができるような費用対効果の高い企画提案を募集する。

2 募集する企画提案の内容

(1) 概 要

首都圏の大型ホール会場を貸し切り、王寺町に関する講演や聖徳太子の愛犬「雪丸」を題材とした伝統話芸が一度に楽しめるイベントを開催する。

王寺町観光プロモーション動画「雪丸散歩」の放映及び雪丸ドローンの飛行ショー、王寺町観光・広報大使である川本三栄子氏による講談「聖徳太子と雪丸」(約20分)や落語家・桂 九雀氏による落語「聖徳太子と雪丸」(約20分)、さらには大和の歴史に造詣の深い奈良県橿原考古学研究所 所長・菅谷文則氏の講演(約50分)等により、王寺町の観光PRを展開する。

また、講演会と合わせてロビー等で「王寺町ふるさと納税」ブースや王寺町に関する展示を行い、効果的に王寺町のPRを実施する。

(2) 開催場所及び開催日時

開催場所 有楽町朝日ホール【772席】

(東京都千代田区有楽町2-5-1)

開催日時 平成29年7月22日(土) 13時~15時30分

(3) 入場料：無料

(4) 業務内容

① イベント企画・運営

・コーディネート

(イベントの企画・運営及び人員・物品手配及び搬送)

- ・実施に向けての担当職員との打合せ
- ・来場者に対するアンケート調査の実施
- ・その他、事業実施にあたり必要な作業

②イベント広報及び積極的PR

- ・広報用チラシ製作及び配布（配布枚数・配布場所等も提案すること）
- ・ホールを満員にするような費用対効果の高い広告計画について提案すること。
- ・マスメディアやSNS、ブログ等のインターネットツールを最大限活用した積極的なPRにより、イベント来場者以外の方々にも王寺町のPRが出来るような費用対効果の高い企画を提案すること。

③イベント実施体制

- ・責任者1名、プロ司会者1名、来場者対応スタッフ、受付スタッフ、舞台管理スタッフを適正数配置すること。（本協会からは職員6名程度配置可能）
- ・スタッフは、イベント内容に関する経験を有し、安全管理ができる者であること。
- ・責任者及びスタッフは、本協会と連携しながら、円滑な来場者対応をすること。
- ・搬入及び設営はイベント当日7月22日（土）9時から、撤収はイベント終了後から当日16時30分までに行うこと。
- ・事前申込受付が必要な場合は対応すること。

3 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本協会と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、毎月1回以上、原則王寺町地域交流センターにおいて定期ミーティングを行い、受託者は終了後速やかに、受託者の負担において議事録を提出すること。

4 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネーター）すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

本事業に関して事業効果検証を実施し、事業終了後速やかに業務完了報告書を作成の上、提出すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、

業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、本協会の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに王寺町観光協会に無償で譲渡するものとする。

②受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

王寺町観光協会は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に王寺町観光協会に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

6 事業費限度額と支払方法

(1) 事業費限度額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※朝日ホール使用料（基本料金のみ）及び、上記の講師謝金、講師及び本協会職員等の旅費は含まれないものとする。

(2) 支払方法

業務完了確認後、全額を払うものとする。